平成３０年（フ）第３２２号
京都市上京区中筋通浄福寺西入中宮町321番地４
債務者　野田　謙一
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　章博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月29日午後１時15分
5　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第３７号
秋田県横手市十文字町睦合字乱場227番地１
債務者　小川　晴資
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　京野　垂日
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月23日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成３０年（フ）第１４３３号
大阪府豊中市刀根山６―10―10プリンスコート刀根山202号室　福田洋方、申立時の住所大阪府豊中市岡町北２丁目11番３号
債務者　福田　英雄
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　韓　　雅之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月30日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１６６５号
兵庫県尼崎市北竹谷町２丁目92番地の３クレイブ出屋敷　301号
債務者　Ｉ．Ｔコーポレーションこと　大峯　輝男
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋森　正樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月30日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１８１３号
大阪市東淀川区南江口３丁目１番３号　サンラフィーネ　402号
債務者　藤本　幸子
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅野千恵子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月30日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２８号
福岡市博多区奈良屋町11―14　奈良屋アネックス501号、住民票上の住所長崎県平戸市大久保町1726番地　優旗寮
債務者　木下　隆靖
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山元　昭則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月24日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成３０年（フ）第２９号
長崎県平戸市大久保町2520番地
債務者　木下　洋子
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山元　昭則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月24日午後２時45分
5　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２９年（フ）第２９７３号
大阪府八尾市本町３丁目５番10―107号
債務者　山中　明江
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　修大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月３日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第６８号
長野県松本市大字島内578番地
債務者　藤﨑　草介
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森本　　遼
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月28日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
長野地方裁判所松本支部

平成３０年（フ）第３９９号
堺市堺区中之町西１丁１番８号　メビウス宿院レジデンス1001号、前住所堺市堺区出島町５丁４番12―201号
債務者　高山英三こと　金　　英三
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　雝谷　文子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月６日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年８月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第４０５号
岡山市東区可知５丁目140番地55
債務者　庄司　信義
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡田　健一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月６日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年８月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第３７０号
大阪府松原市天美南６丁目６番９―102号
債務者　豊田　正美
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　角石紗恵子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月10日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年８月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第５４２号
横浜市保土ケ谷区常盤台86番１―630号
債務者　町田　　廣
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安國　治彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月29日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年８月28日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第４４９号
京都市北区衣笠高橋町29番地３、前住所京都市北区平野宮敷町６番地
債務者　七浦　晃嘉
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊山　正和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月12日午後３時
5　免責意見申述期間　平成30年８月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第４５０号
京都市右京区太秦西野町10番地７　西野荘１階５号室、前住所京都市上京区上ノ下立売通御前通西入大宮町478番地
債務者　富永　和夫
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊山　正和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月12日午後３時
5　免責意見申述期間　平成30年８月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第３０号
山口県下松市大字西豊井360番地
債務者　山縣日出人
1　決定年月日時　平成30年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　　直
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月31日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年８月30日まで
山口地方裁判所周南支部